

那覇市公報

第 1 8 6 8 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

- 那覇市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則（消防局予防課）…… 941
- 那覇市児童手当の認定及び支給に関する規則の一部を改正する規則（子育て応援課）…… 947
- てんぶす那覇条例施行規則の一部を改正する規則（商工農水課）…… 950
- 那覇市予防接種実費徴収規則を廃止する規則（健康増進課）…… 952

◇告 示◇

- 建築基準法第42条第2項の規定による道路の指定の取消しについて（建築指導課）…… 953
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）…… 954
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の取消について（保護管理課）…… 955
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定について（保護管理課）…… 956

◇公 告◇

- 制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について（クリーン推進課）…… 957

◇消防局訓令◇

○那覇市火災予防規程の一部を改正する訓令……………	961
---------------------------	-----

◇上下水道局規程◇

○那覇市上下水道局庁舎等管理規程の一部を改正する規程……………	978
---------------------------------	-----

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について……………	979
-----------------------------	-----

○那覇市排水設備指定工事店の異動について……………	980
---------------------------	-----

◇選挙管理委員会告示◇

○直接請求に要する選挙権を有する者の数について……………	981
------------------------------	-----

◇監査委員公表◇

○令和6年度財政援助団体等監査の結果に伴う措置状況について（公表）……	982
-------------------------------------	-----

◇正 誤◇

○那覇市公報第1863号の正誤……………	987
----------------------	-----

規 則

那覇市規則第35号

令和6年8月30日

公 布 済

那覇市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市火災予防条例施行規則（昭和47年那覇市規則第53号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（禁止行為の解除） 第2条の2 条例第23条第1項ただし書の規定による承認を受けようとする者は、禁止行為の解除承認申請書により申請しなければならない。 2 [略] 3 消防局長又は消防署長は、<u>第1項の規定による申請を受理した場合で、禁止行為の解除を承認することを決定したとき</u>は、禁止行為の解除承認通知書を申請者に交付するものとする。	（禁止行為の解除） 第2条の2 条例第23条第1項ただし書に規定する消防局長又は消防署長の認定は、<u>禁止行為の解除承認申請書による申請がなければ、これを行うことができないものとする。</u> 2 [略] 3 消防局長又は消防署長は、<u>条例第23条第1項ただし書の規定により火災予防上支障がないと認めたときは</u>、禁止行為の解除承認通知書を申請者に交付するものとする。 （劇場等の客席の特例） 第2条の3 次の各号に掲げる行為について<u>の条例第47条に規定する消防局長又は消防署長の認定は、当該各号に定める書面による申請がなければ、これを行うことができないものとする。</u> (1) 条例第45条(第1号に係る部分に限る。)又は第46条(第1号に係る部分に限る。)の規定によらない劇場等の客席の設置 補助椅子使用承認申請書 (2) 条例第45条(第1号を除く。)又は第46条(第1号を除く。)の規定によらない劇場等の客席の設置 劇場等の客席に関する基準の特例適用申請書 2 消防局長又は消防署長は、<u>条例第47条の規定により入場者の避難上支障がないと認めるときは、その旨を明らかにする措置を講ずるものとする。</u> （火を使用する設備等の設置の届出） 第5条 [略] 2 前項の<u>届出書の提出</u>は、当該設備を設ける日の7日前までに行わなければならない

い。 （火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出） 第6条 条例第59条に規定する火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出は、<u>次に定める届出書</u>によるものとする。ただし、第1号、第4号及び第5号に掲げる行為の届出については、やむを得ない場合に限り、電話その他の方法によることができる。 (1)～(3) 〔略〕 (4) 条例第59条第4号に掲げる行為 <u>水道(断水・減水)届出書</u> (5) 条例第59条第5号に掲げる行為 <u>道路工事届出書又は道路使用届出書</u> (6) 〔略〕 2 前項の届出書の提出は、当該行為を行う日の3日前までに行わなければならない。 （指定^{とう}洞道等の届出） 第7条 〔略〕 2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、条例第60条第2項において準用する同条第1項の規定による届出にあつては、変更する事項以外の事項に係る図書の添付を省略することができる。 (1)～(3) 〔略〕 3 〔略〕 （核燃料物質等の貯蔵又は取扱いの届出） 第8条 〔略〕 2 前項の届出書の提出は、貯蔵若しくは取扱いを開始し、廃止し、又は届出事項を変更する日の7日前までに行わなければならない。 （指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱いの届出）	（火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出） 第6条 条例第59条に規定する火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出は、<u>次の各号に掲げる行為の区分</u>に応じ、当該各号に定める書面によるものとする。ただし、第1号<u>及び</u>第4号に掲げる行為の届出については、やむを得ない場合に限り、電話その他の方法によることができる。 (1)～(3) 〔略〕 (4) 条例第59条第4号<u>及び</u>第5号に掲げる行為 <u>消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出書</u> (5) 〔略〕 2 前項の届出は、当該行為を行う日の3日前までに行わなければならない。 （指定^{とう}洞道等の届出） 第7条 〔略〕 2 前項の届出には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、条例第60条第2項において準用する同条第1項の規定による届出にあつては、変更する事項以外の事項に係る図書の添付を省略することができる。 (1)～(3) 〔略〕 3 〔略〕 （核燃料物質等の貯蔵又は取扱いの届出） 第8条 〔略〕 2 前項の届出は、貯蔵若しくは取扱いを開始し、廃止し、又は届出事項を変更する日の7日前までに行わなければならない。 （指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱いの届出）
---	--

第9条 条例第62条第1項に規定する届出は、少量危険物、指定可燃物貯蔵・取扱(変更)届出書によるものとする。この場合において、当該届出書の提出は、貯蔵又は取扱いを開始し、又は変更する日(設備の設置の工事を伴うものにあつては、当該工事に着手する日)の7日前までに行わなければならない。

2 条例第62条第2項に規定する届出は、少量危険物、指定可燃物貯蔵・取扱廃止届出書によるものとする。この場合において、当該届出書の提出は、貯蔵又は取扱いの廃止後速やかに行わなければならない。

(基準の特例適用申請)

第9条の2 条例第17条の3、第22条の2、第29条の6、第34条の3及び第43条に規定する基準の特例の適用を受けようとする者は、火気使用設備、火気使用器具、住宅用防災機器、少量危険物、指定可燃物、消防用設備等特例適用申請書により申請を行わなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1)～(3) [略]

3 第1項の申請は、次の各号のいずれかに該当した場合で、次条第2項の消防局長又は消防署長が火災予防上支障がないと認めたときに行うものとする。

(1) 消防法(昭和23年法律第186号)第7条第1項の同意を求めた場合

(2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の2第1項の確認を求めた場合

(3) 条例第58条及び第62条に規定する届出をした場合

(申請書、届出書等)

第10条 第2条の2及び前条第1項に規定する申請書並びに第3条から第9条までに規定する届出書は、正本及び副本を各1部提出しなければならない。

第9条 条例第62条第1項に規定する届出は、少量危険物、指定可燃物貯蔵・取扱(変更)届出書によるものとする。この場合において、当該届出は、貯蔵又は取扱いを開始し、又は変更する日(設備の設置の工事を伴うものにあつては、当該工事に着手する日)の7日前までに行わなければならない。

2 条例第62条第2項に規定する届出は、少量危険物、指定可燃物貯蔵・取扱廃止届出書によるものとする。この場合において、当該届出は、貯蔵又は取扱いの廃止後速やかに行わなければならない。

(基準の特例適用申請)

第9条の2 条例第17条の3、第22条の2、第29条の6、第34条の3及び第43条に規定する消防局長又は消防署長の認定は、火気使用設備、火気使用器具、住宅用防災機器、少量危険物、指定可燃物、消防用設備等特例適用申請書による申請がなければ、これを行うことができないものとする。

2 前項の申請には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1)～(3) [略]

(申請書、届出書等)

第10条 第2条の2第1項、第2条の3第1項及び前条第1項に規定する申請書並びに第3条から第9条までに規定する届出書は、正本及び副本を提出させるものとする。

2 消防局長又は消防署長は、前条第1項に規定する申請書又は第3条から第9条までに規定する届出書を受理した場合で、当該申請書又は当該届出書に係る事項について検査等を行い、火災予防上支障がないと認めたときは、<u>副本に、申請書にあつては承認印を、届出書にあつては届出済印を押して申請者又は届出者に交付するものとする。</u> (公表の対象となる防火対象物及び違反の内容) 第12条 条例第64条第3項の公表の対象となる防火対象物は、消防法施行令(昭和36年政令第37号)別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物であつて、<u>消防法第17条第1項の政令で定める技術上の基準又は同条第2項の規定により条例で定める技術上の基準に従つて屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、同法第4条第1項に規定する立入検査においてこれらの消防用設備等のいずれか又は全てが設置されていないと認められたものとする。</u> 2 条例第64条第3項の公表の対象となる違反の内容は、<u>前項の公表の対象となる防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないこととする。</u> [別表第3 別記]	2 消防局長又は消防署長は、前条第1項の申請又は第3条から第9条までに規定する届出があつた場合で、火災予防上支障がないと認めたときは、<u>承認したこと又は届出がされたことを明らかにする措置を講ずるものとする。</u> (公表の対象となる防火対象物及び違反の内容) 第12条 条例第64条第1項の規定による公表の対象となる防火対象物は、消防法施行令(昭和36年政令第37号)別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物であつて、<u>消防法(昭和23年法律第186号)第4条第1項の規定による立入検査において次項に規定する違反の内容が認められたものとする。</u> 2 条例第64条第1項の規定による公表の対象となる違反の内容は、<u>設置が必要な屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備のいずれかについて、設置がされていないこと又はその主たる機能が喪失していることとする。</u> [別表第3 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係	

るけい線を加える。

- 5 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。

付 則

この規則は、令和6年9月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第3(第14条関係)

文書の名称	関係規定
[略]	
禁止行為の解除承認通知書	[略]
防火教育担当者選任(解任)届出書	[略]
[略]	
水道(断水・減水)届出書	[略]
道路工事届出書	第6条第1項第5号
道路使用届出書	第6条第1項第5号
露店等の開設届出書	第6条第1項第6号
[略]	
火気使用設備、火気使用器具、住宅用防災機器、少量危険物、指定可燃物、消防用設備等特例適用申請書	[略]
承認印	第10条第2項
届出済印	第10条第2項
少量危険物、指定可燃物タンク検査申出書	[略]
[略]	

[改正後 別記]

別表第3(第14条関係)

文書の名称	関係規定
[略]	
禁止行為の解除承認通知書	[略]
補助椅子使用承認申請書	第2条の3第1項第1号
劇場等の客席に関する基準の特例適用申請書	第2条の3第1項第2号
防火教育担当者選任(解任)届出書	[略]
[略]	
消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出書	[略]
露店等の開設届出書	第6条第1項第5号
[略]	
火気使用設備、火気使用器具、住宅用防災機器、少量危険物、指定可燃物、消防用設備等特例適用申請書	[略]
少量危険物、指定可燃物タンク検査申出書	[略]

[略]

那覇市規則第36号

令和6年8月30日

公 布 済

那覇市児童手当の認定及び支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市児童手当の認定及び支給に関する規則の一部を改正する規則

那覇市児童手当の認定及び支給に関する規則(昭和54年那覇市規則第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この規則は、児童手当法(昭和46年法律第73号。以下「法」という。)に基づく児童手当(<u>法附則第2条第1項に規定する給付を含む。以下同じ。</u>)の認定及び支給に関して、法、児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)及び児童手当法施行規則(昭和46年厚生省令第33号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (支払日) 第2条 法第8条第4項本文の規定による児童手当の支払日は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める日とする。ただし、その日が那覇市の休日定める条例(平成3年那覇市条例第33号)第1条第1項に規定する本市の休日(以下「本市の休日」という。)に当たるときは、その日前において最も近い本市の休日でない日を支払日とする。 (1) 市民(法第17条の規定の適用を受ける者を除く。以下同じ。) 2月10日、<u>6月10日及び10月10日</u> (2) 職員(法第17条の規定の適用を受ける本市の職員に限る。以下同じ。) 2月20日、<u>6月20日及び10月20日</u> 2～3 [略] (権限の委任) 第4条 市長は、<u>職員</u>に対する児童手当の認定及び支給に関する事務を<u>それぞれ各任命権者</u>に委任する。	(趣旨) 第1条 この規則は、児童手当法(昭和46年法律第73号。以下「法」という。)に基づく児童手当の認定及び支給に関して、法、児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)及び児童手当法施行規則(昭和46年厚生省令第33号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (支払日) 第2条 [略] (1) 市民(法第17条の規定の適用を受ける者を除く。以下同じ。) 2月10日、<u>4月10日、6月10日、8月10日、10月10日及び12月10日</u> (2) 職員(法第17条の規定の適用を受ける本市の職員に限る。以下同じ。) 2月20日、<u>4月20日、6月20日、8月20日、10月20日及び12月20日</u> 2～3 [略] (権限の委任) 第4条 市長は、<u>上下水道局の職員</u>に対する児童手当の認定及び支給に関する事務を<u>上下水道事業管理者</u>に委任する。

（指揮監督） 第5条 市長は、前条の規定により委任する事務の適正を期するため必要があるときは、<u>各任命権者</u>に対して指揮監督することができる。	（指揮監督） 第5条 市長は、前条の規定により委任する事務の適正を期するため必要があるときは、<u>上下水道事業管理者</u>に対して指揮監督することができる。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。ただし、第4条及び第5条の改正規定は、公布の日から施行する。

那覇市規則第37号

令和6年8月30日

公 布 済

てんぶす那覇条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

てんぶす那覇条例施行規則の一部を改正する規則

てんぶす那覇条例施行規則(令和4年那覇市規則第37号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(利用時間) 第2条 条例第5条第1項の規則で定める時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。 (1) 〔略〕 (2) 伝統工芸の実演、体験等を行う施設 <u>9時から20時まで</u>	(利用時間) 第2条 〔略〕 (1) 〔略〕 (2) 伝統工芸の実演、体験等を行う施設 <u>10時から17時まで</u>
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第38号

令和6年8月30日

公 布 済

那覇市予防接種実費徴収規則を廃止する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市予防接種実費徴収規則を廃止する規則

那覇市予防接種実費徴収規則(昭和49年那覇市規則第4号)は、廃止する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

那覇市告示第 259 号
令和 6 年 8 月 28 日
掲 示 済

建築基準法第 42 条第 2 項の規定による道路の指定の取消しについて

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項の規定による道路の指定を取り消したので、公示する。

その関係図書は、那覇市まちなみ共創部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長 知念 寛

- 1 取り消す指定道路の種類：
建築基準法第 42 条第 2 項の規定による道路
- 2 指定取消しの年月日：令和 6 年 8 月 28 日
- 3 取り消す指定道路の位置：
那覇市松尾一丁目 204 番 36 の一部
（那覇市松尾一丁目 204 番 36 に存する建築基準法第 42 条第 2 項の規定による道路の全部取消し）

那覇市告示第 293 号

令和 6 年 9 月 17 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 知念 覚

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
訪問看護ステーション PonoHana	株式会社 grit care	令和 6 年 8 月 1 日～ 令和 12 年 7 月 31 日
那覇市長田 2 丁目 22 番 1 号ミヤシン 22 102 号		

那覇市告示第 294 号

令和 6 年 9 月 17 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の取消について

健康保険法の保険医療機関の指定が取り消されたため、生活保護法第 51 条第 2 項第 1 号に基づき、生活保護法の指定医療機関の指定を次のとおり取消します。

那覇市長 知念 覚

名	称	開設者	指定取消年月日
所 在 地			
医療法人社団健耕会 麻布デンタルクリニック	医療法人社団健耕会		令和 6 年 8 月 1 日
那覇市久茂地三丁目 15 番 6 号 幸マンション 2 階			

那覇市告示第 295 号

令和 6 年 9 月 17 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 知念 覚

名 称	所 在 地	指定年月日
開 設 者	サービスの種類	
グループホームめぐみ首里	那覇市首里山川町 2 丁目 56-14	令和 6 年 6 月 1 日
株式会社 ウェルケア沖縄	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同 生活介護	

公 告

那覇市公告第 474 号

令和 6 年 9 月 3 日

掲 示 済

制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について

次のとおり制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により公告する。

那覇市長 知念 寛

1 入札に付する事項

- (1) 件 名：攪拌ブロワ 1 号機整備修繕
(し尿等下水道放流施設)
- (2) 履行期間： 契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日
- (3) 履行場所： 那覇市し尿等下水道放流施設(浦添市伊奈武瀬 1-5-11)
- (4) 業務概要： 別紙仕様書のとおり
- (5) 当該競争入札は、競争入札参加資格の審査を入札執行後に行う事後審査型である。

2 入札参加資格要件

- (1) 別紙仕様書で指定する業務を誠実に履行することができる業者。
- (2) 過去 2 年の間に本市その他の官公署とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行している業者。

3 入札保証金

免除（那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 3 号による）

ただし、落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、損害賠償金として見積もった契約金額の 100 分の 5 を那覇市に納付すること。

4 契約保証金

免除（那覇市契約規則第 30 条第 1 項第 3 号による）

5 本案件に関する質問

本案件に関する質問は下記の担当者へお問い合わせください。

クリーン推進課 管理グループ 担当：伊集

TEL：098-889-3567 FAX：098-888-1274

6 入札及び開札日程

日時：令和6年9月26日（木）午前10時

場所：那覇市クリーン推進課 会議室

7 入札の無効

入札心得を参照。

8 落札者の決定方法

入札心得を参照。

9 入札金額に係る消費税の取扱い

落札にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 対象施設の事前見学

対象施設を事前に見学希望する場合は、上記担当者へ問合せのうえ日程の調整を行うこと。

施設の見学は令和6年9月25日までとする。

攪拌ブロワ1号機整備修繕（し尿等下水道放流施設） 仕様書

1. 件 名 攪拌ブロワ1号機整備修繕（し尿等下水道放流施設）
2. 修 繕 場 所 浦添市伊奈武瀬1丁目5番11号
3. 修 繕 期 間 契約締結日から令和7年3月31日まで
4. 修 繕 設 備 攪拌ブロワ1号機
5. 部 品 仕 様 ルーツタイプブロワ ASR100H
吐出口径：100mm 吐出圧力：49kPa 風量：5.1m³/min
出力：7.5kW 周波数：60Hz 電圧：200V 質量：193kg

上記機器を構成する部品一式（構成部品一覧 参照）
6. 数 量 1台
7. 修 繕 内 容 上記型式の攪拌ブロワ1号機を分解し故障部品及び摩耗部品を取り替えるとともに整備を施す。
8. 不具合が出た場合の対応 整備修繕箇所について、作業後1年以内に不具合が発生したとき、無償で追加修繕を行うものとする。
追加修繕後、更に追加修繕箇所について1年以内に不具合が再発した場合においても、無償で再追加修繕を行うものとする。
9. 費用の負担 本作業に伴う手続き及びそれに要する費用は受注者の負担とする。
10. 材料の確認 上記材料・部品の搬入に際して、数量、名称がわかるよう写真を撮影すること。
11. 作業写真 作業の工程がわかるよう、作業前、作業中、作業後の写真を撮影すること。
12. 保険など 作業及び安全に関して必要な保険は加入すること。
13. その他 この仕様書にない事項は国交省監修の公共建築設備工事標準仕様書（機械設備工事編）及び公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）による。それにもない事項は協議して定める。

構成部品一覧

	部品名	数量	単位
攪拌 ブロ ワ 1号機	タイミングギヤ	2	個
	玉軸受	3	個
	玉軸受	1	個
	オイルシール	2	個
	オイルシール	1	個
	油面計	1	個
	フィルター	1	個
	シール部品	1	式
	逆止弁	1	個
	ベアリング	1	個
	ベアリング	1	個

その他、諸経費等があれば別途計上すること

消防局訓令

那覇市消防局訓令第9号
令和6年8月26日
公 表 済

那覇市火災予防規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 消 防 局
局長 上原 立也

那覇市火災予防規程の一部を改正する訓令

那覇市火災予防規程(令和2年3月25日那覇市消防局訓令第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この訓令は、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)、消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「省令」という。)、危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号。以下「府令」という。)及び那覇市火災予防条例(1972年那覇市条例第18号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。 <u>(防火管理者の選任又は解任届出)</u> 第2条 省令第3条の2第1項に規定する防火管理者の選任又は解任の届出書は、<u>消防局長(以下「局長」という。)又は消防署長(以下「署長」という。)に2部提出しなければならない。</u> 2 <u>局長又は署長は、前項の届出書を受理したときは、その1部に届出済印(那覇市消防同意等事務処理規程(令和2年4月1日消防訓令第6号)別表分類(2)に規定する届出済印をいう。以下同じ。)を押印し届出者に返付するものとする。</u> <u>(消防計画の届出)</u> 第3条 省令第3条第1項に規定する消防計画の届出書は、<u>局長又は署長に2部提出しなければならない。</u> 2 <u>局長又は署長は、前項の届出書を受理</u>	(趣旨) 第1条 この訓令は、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)、消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「省令」という。)、危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号。以下「府令」という。)及び那覇市火災予防条例(<u>昭和47年</u>那覇市条例第18号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。 <u>(防火管理者の選任又は解任の届出)</u> 第2条 省令第3条の2第1項に規定する防火管理者の選任又は解任の届出書(<u>電子提出(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法をいう。以下同じ。)</u>により行われるものを除く。)は、正本及び副本の提出を求めるものとする。 2 <u>法第8条第2項の規定による防火管理者の選任又は解任の届出があつたときは、当該届出がされたことを明らかにする措置を講ずるものとする。</u> <u>(防火管理に係る消防計画の届出)</u> 第3条 省令第3条第1項に規定する消防計画の届出書(<u>電子提出により行われるものを除く。)</u>は、正本及び副本の提出を求めるものとする。 2 <u>令第3条の2第1項の規定による消防計画</u>

したときは、その1部に届出済印を押印し届出者に返付するものとする。

(統括防火管理者の選任又は解任届出)

第4条 省令第4条の2第1項に規定する統括防火管理者の選任又は解任の届出書は、局長又は署長に2部提出しなければならない。

2 局長又は署長は、前項の届出書を受領したときは、その1部に届出済印を押印し届出者に返付するものとする。

(防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画の届出)

第5条 省令第4条第1項に規定する防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画の届出書は、局長又は署長に2部提出しなければならない。

2 局長又は署長は、前項の届出書を受領したときは、その1部に届出済印を押印し届出者に返付するものとする。

(消火訓練及び避難訓練の通報)

第6条 省令第3条第11項に規定する消火訓練及び避難訓練の事前通報は、消火・避難訓練通知書(第1号様式)により、局長又は署長に行なわなければならない。ただし、やむを得ない場合に限り、FAX等によることができる。

2 防火管理者は、消防計画に基づく消火、通報及び避難等の総合訓練を年1回以上実施しなければならない。

(防火対象物の点検結果の報告)

第7条 省令第4条の2の4第3項に規定する点検の結果についての報告書は、これに

の届出があったときは、当該届出がされたことを明らかにする措置を講ずるものとする。

(統括防火管理者の選任又は解任の届出)

第4条 省令第4条の2第1項に規定する統括防火管理者の選任又は解任の届出書(電子提出により行われるものを除く。)は、正本及び副本の提出を求めるものとする。

2 法第8条の2第4項の規定による統括防火管理者の選任又は解任の届出があったときは、当該届出がされたことを明らかにする措置を講ずるものとする。

(防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画の届出)

第5条 省令第4条第1項に規定する防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画の届出書(電子提出により行われるものを除く。)は、正本及び副本の提出を求めるものとする。

2 令第4条の2第1項の規定による防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画の届出があったときは、当該届出がされたことを明らかにする措置を講ずるものとする。

(消火訓練及び避難訓練の通報)

第6条 省令第3条第11項に規定する消火訓練及び避難訓練の事前通報は、消火・避難訓練通知書(第1号様式)により行うよう指導するものとする。

2 消防局長又は消防署長は、令第3条の2第2項の規定による消防計画に基づく消火、通報、避難等の訓練を一連の流れで行う総合訓練を年1回以上実施するよう指導するものとする。

(防火対象物の点検基準及び報告)

第7条 省令第4条の2の6第1項第9号の市長が定める基準は、次に掲げるとおりとす

<u>条例事項に関する点検票(第2号様式)を添付して、局長又は署長に2部提出しなければならない。</u>	<u>る。</u> <u>(1) 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理が、条例第3章第1節の規定に適合していること。</u> <u>(2) 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いが、条例第3章第2節の規定に適合していること。</u> <u>(3) 火の使用に関する制限等が、条例第3章第3節の規定に適合していること。</u> <u>(4) 指定数量(条例第30条に規定する指定数量をいう。)未満の危険物及び指定可燃物(条例第33条に規定する指定可燃物をいう。)の貯蔵及び取扱いが、条例第4章の規定に適合していること。</u> <u>2 前項に規定する基準に適合しているかどうかの点検は、条例事項に関する点検票(第2号様式)により行い、その結果の報告は、防火対象物の点検の結果についての報告書の様式(平成14年消防庁告示第8号)に規定する防火対象物点検結果報告書及び点検票に、当該条例事項に関する点検票を添付して行うものとする。</u> <u>3 前項に規定する報告(電子提出により行われるものを除く。)は、正本及び副本の提出を求めるものとする。</u>
<u>2 前項の報告書を受理したときは、OAシステムに必要事項を入力するものとする。</u> (防火対象物の点検に関する特例の認定) 第8条 省令第4条の2の8第2項に規定する防火対象物点検報告特例認定申請書は、<u>局長に2部提出しなければならない。</u>	<u>4 法8条の2の2第1項に規定する報告があったときは、当該報告がされたことを明らかにする措置を講ずるものとする。</u> (防火対象物の点検に関する特例の認定) 第8条 省令第4条の2の8第2項に規定する防火対象物点検報告特例認定申請書(電子提出により行われるものを除く。)は、<u>正本及び副本の提出を求めるものとする。</u>
<u>2 前項の申請書を受理したときは、OAシステムに必要事項を入力するものとする。</u>	<u>2 法第8条の2の3第1項の規定による申請があったときは、申請されたことを明らかにする。</u>

る。 3 <u>省令第4条の2の8第5項及び第6項の規定による通知は、防火対象物点検の特例(認定・不認定)通知書(第3号様式)により行うものとする。</u> (<u>管理権原者の変更の届出</u>) 第9条 <u>省令第4条の2の8第7項に規定する管理権原者変更届出書は、局長に2部提出しなければならない。</u> 2 <u>局長は、前項の届出書を受理したときは、その1部に届出済印を押印し届出者に返付するものとする。</u> (<u>自衛消防組織の届出</u>) 第10条 <u>省令第4条の2の15第2項の自衛消防組織の設置又は変更の届出書は、局長又は署長に2部提出しなければならない。</u> 2 <u>局長は、前項の届出書を受理したときは、その1部に届出済印を押印し届出者に返付するものとする。</u> (<u>圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出</u>) 第12条 <u>府令第1条の5に規定する圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出書は、当該貯蔵又は取扱いを始める日の7日前までに、署長に2部提出しなければならない。</u> 2 <u>署長は、前項の届出書を受理したときは、その1部に届出済印を押印し届出者に返付するものとする。</u> (<u>消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検結果の報告</u>) 第17条 <u>省令第31条の6第3項に規定する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検</u>	<u>かにする措置を講ずるものとする。</u> 3 <u>法第8条の2の3第3項の規定による通知は、防火対象物点検特例(認定・不認定)通知書(第3号様式)により行うものとする。</u> (<u>防火管理の点検に係る管理権原者の変更の届出</u>) 第9条 <u>省令第4条の2の8第7項に規定する防火対象物管理権原者変更届出書(電子提出により行われるものを除く。)は、正本及び副本の提出を求めるものとする。</u> 2 <u>法第8条の2の3第5項の規定による届出があったときは、当該届出がされたことを明らかにする措置を講ずるものとする。</u> (<u>自衛消防組織の設置又は変更の届出</u>) 第10条 <u>省令第4条の2の15第2項に規定する自衛消防組織の設置又は変更の届出書(電子提出により行われるものを除く。)は、正本及び副本の提出を求めるものとする。</u> 2 <u>法第8条の2の5第2項の規定による届出があったときは、当該届出がされたことを明らかにする措置を講ずるものとする。</u> (<u>圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出</u>) 第12条 <u>府令第1条の5に規定する圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始(廃止)届出書(電子提出により行われるものを除く。)は、正本及び副本の提出を求めるものとする。</u> 2 <u>法第9条の3の規定による届出があったときは、当該届出がされたことを明らかにする措置を講ずるものとする。</u> (<u>消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検結果の報告</u>) 第17条 <u>省令第31条の6第5項に規定する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検</u>
---	---

<u>結果についての報告書は、局長又は署長に2部提出しなければならない。</u>	<u>の結果についての報告書(電子提出により行われるものを除く。)</u>は、正本及び副本の提出を求めるものとする。
2 <u>前項の報告書を受理したときは、OAシステムに必要事項を入力するものとする。</u> <u>(建築物その他の工作物の全体についての防災管理に係る消防計画の提出)</u>	2 <u>法第17条の3の3の規定による報告があったときは、当該報告がされたことを明らかにする措置を講ずるものとする。</u> <u>(防災管理者の選任又は解任の届出)</u>
第18条 <u>省令第51条の11の2において読み替えて準用する省令第4条第1項に規定する建築物その他の工作物の全体についての防災管理に係る消防計画の届出書は、局長又は署長2部提出しなければならない。</u>	第18条 <u>省令第51条の9において準用する省令第3条の2第1項に規定する防災管理者の選任又は解任の届出書(電子提出により行われるものを除く。)</u>は、正本及び副本の提出を求めるものとする。
2 <u>前項の届出を受理したときは、その1部に届出済印を押印し届出者に返付するものとする。</u> <u>(防災管理者の選任又は解任届出)</u>	2 <u>法第36条第1項において準用する法第8条第2項の規定による届出があったときは、当該届出がされたことを明らかにする措置を講ずるものとする。</u> <u>(防災管理に係る消防計画の作成又は変更の届出)</u>
第19条 <u>省令第51条の9において準用する省令第3条の2第1項に規定する防災管理者の選任又は解任の届出書は、局長又は署長に2部提出しなければならない。</u>	第19条 <u>省令第51条の8第1項に規定する消防計画の作成又は変更の届出書(電子提出により行われるものを除く。)</u>は、正本及び副本の提出を求めるものとする。
2 <u>局長又は署長は、前項の届出書を受理したときは、その1部に届出済印を押印し届出者に返付するものとする。</u> <u>(統括防災管理者の選任又は解任届出)</u>	2 <u>令第48条第1項の規定による届出があったときは、当該届出がされたことを明らかにする措置を講ずるものとする。</u> <u>(統括防災管理者の選任又は解任の届出)</u>
第20条 <u>省令第51条の11の3において準用する省令第4条の2第1項に規定する統括防災管理者の選任又は解任の届出書は、局長又は署長に2部提出しなければならない。</u>	第20条 <u>省令第51条の11の3において準用する省令第4条の2第1項に規定する統括防災管理者の選任又は解任の届出書(電子提出により行われるものを除く。)</u>は、正本及び副本の提出を求めるものとする。
2 <u>局長又は署長は、前項の届出書を受理したときは、その1部に届出済印を押印し届出者に返付するものとする。</u> <u>(防災管理に係る避難訓練の通報)</u>	2 <u>法第36条第1項において準用する法第8条の2第4項の規定による届出があったときは、当該届出がされたことを明らかにする措置を講ずるものとする。</u> <u>(建築物その他の工作物の全体についての防災管理に係る消防計画の提出)</u>

第21条 省令第51条の8第4項において準用する省令第3条第11項に規定する避難訓練の事前通報は、防災避難訓練通知書(第4号様式)により、局長又は署長に行わなければならない。ただし、やむを得ない場合に限り、FAX等の利用によることができる。

(防災管理に係る消防計画の作成又は変更の届出)

第22条 省令第51条の8第1項に規定する消防計画の作成又は変更の届出書は、局長又は署長に2部提出しなければならない。

2 局長又は署長は、前項の届出書を受理したときは、その1部に届出済印を押印し届出者に返付するものとする。

(防災管理の点検結果の報告)

第23条 省令第51条の12第2項において準用する省令第4条の2の4第3項に規定する点検の結果についての報告書は、局長又は署長に2部提出しなければならない。

2 前項の報告書を受理したときは、OAシステムに必要事項を入力するものとする。

(防災管理の点検に関する特例の認定)

第24条 省令第51条の16第2項において読み替えて準用する省令第4条の2の8第2項に規定する防災管理点検報告特例認定申請書は、局長に2部提出しなければならない。

2 局長は、前項の申請書を受理したときは、OAシステムに必要事項を入力するものとする。

第21条 省令第51条の11の2において準用する省令第4条第1項に規定する建築物その他の工作物の全体についての防災管理に係る消防計画の届出書(電子提出により行われるものを除く。)は、正本及び副本の提出を求めるものとする。

2 令第48条の3第1項の規定による届出があったときは、当該届出がされたことを明らかにする措置を講ずるものとする。

(防災管理に係る避難訓練の通報)

第22条 省令第51条の8第4項において準用する省令第3条第11項に規定する避難訓練の事前通報は、防災避難訓練通知書(第4号様式)により行うよう指導するものとする。

(防災管理の点検結果の報告)

第23条 省令第51条の12第2項において準用する省令第4条の2の4第3項に規定する点検の結果についての報告書(電子提出により行われるものを除く。)は、正本及び副本の提出を求めるものとする。

2 法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項の規定による報告があったときは、当該届出がされたことを明らかにする措置を講ずるものとする。

(防災管理の点検に関する特例の認定)

第24条 省令第51条の16第2項において準用する省令第4条の2の8第2項に規定する防災管理点検報告特例認定申請書(電子提出により行われるものを除く。)は、正本及び副本の提出を求めるものとする。

2 法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第2項の規定による申請があったときは、当該届出がされたことを明らかにする措置を講ずるものとする。

3 省令第51条の16第2項において準用する省令第4条の2の8第5項及び第6項の規定による通知は、防災管理点検の特例(認定・不認定)通知書(第5号様式)により行うものとする。

(防災管理の点検に係る管理権原者の変更の届出)

第25条 省令第51条の16第2項において読み替えて準用する省令第4条の2の8第7項に規定する管理権原者変更届出書は、局長又は署長に2部提出しなければならない。

2 局長又は署長は、前項の届出書を受領したときは、その1部に届出済印を押印し届出者に返付するものとする。

(客席に関する基準の特例の承認)

第29条 条例第47条の規定により、劇場等の客席を条例第45条及び第46条に規定する基準によらず、次の各号に掲げる方法等により使用又は設置しようとするときは、当該防火対象物の関係者は、あらかじめ局長又は署長の承認を得なければならない。

(1) 床に固定されないいす(以下「補助いす」という。)を使用しようとするとき

(2) 条例第45条第2号から第5号まで、又は第46条第2号から第4号までの基準によらず、劇場等の客席を設置しようとするとき

2 前項の承認を得ようとするときは、劇場等を使用しようとする日の7日前まで、次の各号に掲げる申請書を2部提出しなければならない。

(1) 前項第1号に係る申請 補助いす使用承認申請書(第6号様式)

(2) 前項第2号に係る申請 劇場等の客席に関する基準の特例適用申請(第7号様式)

3 法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第3項の規定による通知は、防災管理点検特例(認定・不認定)通知書(第5号様式)により行うものとする。

(防災管理の点検に係る管理権原者の変更の届出)

第25条 省令第51条の16第2項において準用する省令第4条の2の8第7項に規定する防災管理対象物管理権原者変更届出書(電子提出により行われるものを除く。)は、正本及び副本の提出を求めるものとする。

2 法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第5項の規定による届出があったときは、当該届出がされたことを明らかにする措置を講ずるものとする。

(客席に関する基準の特例の承認)

第29条 条例第47条の規定による申請は、努めて7日前までに提出するよう指導するものとする。

3 <u>前項各号の申請について承認したときは、その1部に承認済印（那覇市火災予防条例施行規則（昭和47年9月11日那覇市規則第53号）に規定する第15号様式）を押印し申請者に返付するものとする。</u> 4 <u>第2項の規定にかかわらず、劇場等の形態等により補助いすを常時使用する場合は、1年に1回、同項第1号の申請を行うことをもって足りるものとする。この場合において、局長又は署長は、当該申請の内容が条例第45号第2号から第5号まで、又は第46条第2号から第5号までの基準に準ずることを確認し、承認を行わなければならない。</u> [第3号様式 別記] [第5号様式 別記] [第6号様式 別記] [第7号様式 別記]	2 <u>前項の申請があったときは、審査を行うとともに、必要に応じて現地の確認を実施するものとする。</u> [第3号様式 別記] [第5号様式 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 改正前の欄中の様式（以下「改正様式」という。）及びこれに対応する改正後の欄中の様式（以下「改正後様式」という。）に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。 5 改正様式の表示に対応する改正後の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。	

付 則

この訓令は、令和6年9月1日から施行する。

[改正前 別記]

第3号様式(第8条関係)

防火対象物点検の特例（認定・不認定）通知書

		第 号
		年 月 日
様		
那覇市消防局長 印		
消防法第8条の2の3第3項の規定により、 年 月 日付けで申請のあった下記の防火対象物に係る特例については、（認定する・認定しない）ことを決定したので通知します。提起することができます。 < 教 示 > 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、那覇市長(消防局長)に対して審査請求をすることができます。 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、那覇市を被告として(訴訟において那覇市を代表する者は那覇市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。		
防 火 対 象 物	所在地	
	名 称	
	用 途	
認定の効力が生じる日		年 月 日
認 定 し な い 理 由		
特 記 事 項		

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

2 認定通知書の場合は認定の効力が生じる日を、不認定通知書の場合はその理由を記載すること。

[改正後 別記]

(表)

第3号様式(第8条関係)

防火対象物点検特例（認定・不認定）通知書

那消 第 号 年 月 日		
様		
那覇市消防局長 印		
消防法第8条の2の3第3項の規定により、 年 月 日付けで申請のあった下記の防火対象物に係る特例については、（認定する・認定しない）ことを決定したので通知します。		
防火対象物	所在地	
	名 称	
	用 途	
認定の効力が生じる日		年 月 日
認 定 し な い 理 由		
特 記 事 項		

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

2 認定通知書の場合は認定の効力が生じる日を、不認定通知書の場合はその理由を記載すること。

（裏）

< 教 示 >

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取り消しの訴え

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、那覇市を被告として（那覇市長が被告の代表者となります。）を提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定に関わらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

[改正前 別記]

第5号様式(第24条関係)

防災管理点検の特例（認定・不認定）通知書

第 号		
年 月 日		
様		
那覇市消防局長 印		
消防法第36条において読み替えて準用する消防法第8条の2の3第3項の規定により、 年 月 日付けで申請のあった下記の防火対象物に係る特例については、(認定する・認定しない) ことを決定したので通知します。		
<教示>		
1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3 月以内に、那覇市長(消防局長)に対して審査請求をすることができます。		
2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起 算して6月以内に、那覇市を被告として(訴訟において那覇市を代表する者は那覇市長となりま す。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、 処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6 月以内に提起することができます。		
3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対す る裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消 しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこ の処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められ る場合があります。		
防 火 対 象 物	所在地	
	名 称	
	用 途	
認定の効力が生じる日		年 月 日
認 定 し な い 理 由		
特 記 事 項		

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

2 認定通知書の場合は認定の効力が生じる日を、不認定通知書の場合はその理由を記載すること。

[改正後 別記]

(表)

第 5 号様式(第 24 条関係)

防災対象物点検特例（認定・不認定）通知書

那消 第 号		
年 月 日		
様		
那覇市消防局長 印		
消防法第 36 条第 1 項において準用する消防法第 8 条の 2 の 3 第 3 項の規定により、 年 月 日付けで申請のあった下記の防火対象物に係る特例については、 (認定する・認定しない) ことを決定したので通知します。		
防 火 対 象 物	所在地	
	名 称	
	用 途	
認定の効力が生じる日		年 月 日
認 定 し な い 理 由		
特 記 事 項		

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

2 認定通知書の場合は認定の効力が生じる日を、不認定通知書の場合はその理由を記載すること。

（裏）

< 教 示 >

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取り消しの訴え

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、那覇市を被告として（那覇市長が被告の代表者となります。）を提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定に関わらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

[改正前 別記]

第6号様式(第29条関係)

補助いす使用承認申請書									
年 月 日									
那覇市消防局長 宛 (消防署長)									
申請者 住 所 (連絡先) 氏 名									
使用場所 所在地名称									
興業種目				主催者 名称、氏名	(連絡先)				
開催期間	年 月 日～ 年 月 日() 日間 自 時 分 至 時 分								
収容人員	定員		補助いす		合計				
理 由									
入場整理 状 況	入場券(当日売、前売券、整理券) 座席指定、追込み、整理券 その他()				補助いす 構 造 概 要				
非常口数	正面	側面	後部	防火管理 者 名	㊦				
	出入口 その他	右 左	右 左						
そ の 他 特 記 事 項									
※摘 要					※経過欄				
					※受付欄				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
- 3 補助いすの配置図を添付してください。
- 4 ※印の欄は、記入しないでください。

[改正後 別記] 削る

[改正前 別記]

第7号様式(第29条関係)

劇場等の客席に関する基準の特例適用申請書

年 月 日

那覇市消防局長 宛
(消防署長)

申請者
住 所
氏 名
(連絡先)

那覇市火災予防条例第47条の規定に基づく特例の適用を申請します。

防 火 対 象 物	所在地				
	名 称				
	用 途				
	構 造	耐 火 ・ 準 耐 火 ・ そ の 他			
	規 模	建築面積	m ²	延べ面積	m ²
階 数		地下 階 ・ 地上 階			
申 請 事 項 及 び 理 由 等					
※開催期間		年 月 日 ～ 年 月 日 () 日間			自 時 分 至 時 分
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
- 3 防火対象物の案内図、配置図、各階平面図等の関係図書を添付してください。
- 4 ※印の欄は、記入しないでください。

[改正後 別記] 削る

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第 11 号

令和 6 年 8 月 27 日

公 布 済

那覇市上下水道局庁舎等管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 屋比久 猛義

那覇市上下水道局庁舎等管理規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局庁舎等管理規程（平成26年那覇市上下水道局規程第5号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表(第3条関係)		別表(第3条関係)	
区分	庁舎管理者	区分	庁舎管理者
那覇市上下水道局 本庁舎	[略]	那覇市上下水道局 本庁舎	[略]
ポンプ場	[略]	<u>災害用備蓄倉庫</u>	<u>総務課長</u>
[略]		ポンプ場	[略]
[略]		[略]	
		[略]	
備考 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。			

付 則

この規程は、令和6年9月1日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 13 号
令和 6 年 8 月 22 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第 11 条に基づき、次のとおり新規に指定したので、那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

指定（登録）番号	第 575 号
指定工事店名	株式会社大嶺住設
営業所所在地	豊見城市字上田 458 番地 1
代表者氏名	大嶺 勝
有効期間	自 令和 6 年 8 月 21 日 至 令和 11 年 3 月 31 日

那覇市上下水道局告示第14号
令和6年8月29日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第16条に基づき次のとおり異動があるので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

指定（登録）番号	第 111 号
指定工事店名	株式会社東洋設備
営業所所在地	沖縄県那覇市字天久 1122 番地
代表者氏名	仲座 正
有効期間	自 令和2年4月1日 至 令和7年3月31日
異動年月日	令和6年8月23日
異動事由	代表者の変更

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 45 号

令和 6 年 9 月 2 日
掲 示 済那覇市選挙管理委員会
委員長 前 原 常 雄

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

- 1 地方自治法第74条第1項及び同法第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

5, 0 9 6 人

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び同法第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

4 2, 4 6 4 人

- 3 地方自治法第76条第1項、同法第80条第1項、同法第81条第1項及び同法第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

8 4, 9 2 8 人

監査委員公表

那 監 公 表 第 4 号

令和 6 年 9 月 17 日

那覇市監査委員	上 地 英 之
同	宮 城 哲
同	城 間 貞
同	中 村 圭 介

令和 6 年度財政援助団体等監査の結果に伴う措置状況について（公表）

令和 6 年度財政援助団体等監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、那覇市長から通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項後段の規定により、次のとおり公表します。

令和6年度財政援助団体等監査の結果に伴う措置状況について

所管部署 【こどもみらい部こども政策課】

こども政策課に対する指摘事項等

ア 備品台帳の整備について（指摘事項）

監査の対象となった6児童クラブについては、備品台帳が整備されておらず、また、備品の定義についての解釈は児童クラブで異なっている。

那覇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）第16条において、「放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。」と規定している。

補助金で購入した備品については、財産の状況を明らかにするため、速やかに備品の定義を全児童クラブへ周知するとともに、備品台帳の整備について指導されたい。

□指摘事項に関する措置

全児童クラブに対して文書にて備品の定義を周知し、補助金を活用して購入した備品の取得・処分の状況を確認するため、備品台帳の整備及び備品台帳の写しを提出するよう指導いたしました。

イ 不適正な会計処理について（指摘事項）

はぐくみ児童クラブの令和4年度決算は、支出において雑費9円を計上し、那覇市放課後児童健全育成事業補助金実績報告書（以下「実績報告書」という。）における事業収支決算書が提出されている。また、第二はぐくみ児童クラブでは、同様に雑費3円を計上し、実績報告書が提出されている。しかし、当該雑費については、実際の支出はなかったため、剰余金額として会計処理され本市へ返納されるべきものであった。

当該児童クラブによると、このように雑費として計上したのは、過去に行った本市への問い合わせに対する本市からの助言指導をもとに行ったものであるとしているが、結果として、不適正な会計処理となっている。

那覇市補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）第15条第2項では、補助金等の額の確定をしたときは、速やかに精算を行い、不足額を交付し、又は剰余金額の返納を命ずる旨規定しており、剰余金額については、適正な事務の執行を図られたい。

□指摘事項に関する措置

はぐくみ児童クラブと第二はぐくみ児童クラブに対して、実際に支出がなかった雑費については、本来、事業収支決算書に計上すべきではなかった旨説明いたしました。現在、令和4年度実績報告の額の修正及び市への返納について事務処理を進めております。

ウ 実績報告に係る審査について（指摘事項）

各児童クラブから提出された実績報告書の審査については、形式的な確認にとどまっている。

交付規則第5条では、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し補助金等の交付の決定をする旨の定めがあり、また同規則第15条第2項では、補助金等の額の確定をしたときは、速やかに精算を行い、不足額を交付し、又は剰余金額の返納を命ずる旨、規定している。

実績報告に係る審査については、交付規則等に基づく適切な確認体制を構築し、十分な審査が行えるよう図られたい。

□指摘事項に関する措置

これまで、交付規則等に基づく適切な確認体制を構築するために、担当課内での職員の配置の変更を行ってきました。

今回の指摘を踏まえ、これまでの担当課の対応を検討した結果、同業務における職員の増員やD X化等の推進による業務効率化を検討し、同課の組織体制の強化に努めてまいります。

エ 児童クラブとの意思疎通の強化について（要望事項）

こども政策課においては、児童クラブの補助金交付説明会等を行っているものの、各児童クラブにおいては、統一的な会計処理が行われていない。

児童クラブにおける会計事務の執行については、報告書類だけでは内容等を十分に確認できないものもあることから、適宜、相談に応じるほか、必要に応じて帳簿書類その他の必要な事項の調査等を行うなど、各児童クラブとの意思疎通を図ることが望まれ、これらの課題に適切に対応するよう図られたい。

□要望事項に関する措置

これまで手作業で行っていた補助金支出事務を自動化（R P A）し、事務処理の時間が短縮され、相談に応じる時間の確保を図っております。今後も児童クラブへの相談支援体制の充実に向けて、業務のD X化を推進してまいります。

交付先団体【一般社団法人ゆうゆう】

ア 備品台帳の整備について（指摘事項）

購入した備品の状況や廃棄状況などを管理するための備品台帳が整備されていない。

条例第16条において、「放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。」と規定している。

補助金で購入した備品については、財産の状況を明らかにするため、備品台帳を作成されたい。

□指摘事項に関する措置

交付先団体に対し、文書にて備品の定義を周知し、補助金を活用して購入した備

品の取得・処分の状況を確認するため、備品台帳の整備及び備品台帳の写しを提出するよう指導いたしました。

イ 出入金のルール及び現金の管理について（要望事項）

今回監査を行った2つの児童クラブでは、代表理事個人による立替払いが恒常的に行われていた。精算の際は、支出する項目ごとに保管されている領収書に基づき、2つの児童クラブの銀行口座から代表理事個人名義の口座へ不定期に支出されていた。

こども政策課が参考にするよう指導している「沖縄の放課後児童クラブ会計の手引き（改訂版）（平成29年11月沖縄県子ども生活福祉部子育て支援課策定）（以下「会計の手引き」という。）」には、不正やミスを防止する観点から、出入金のルール定めることや現金の保管方法を定めることなどの標準的なルールが記載されている。

今後は、会計の手引きを参考に、適切なルールに基づく出入金や適切な現金の管理がなされるよう努められたい。

□要望事項に関する措置

交付先団体に対し、「会計の手引き」を参考に、適切なルールに基づく出入金を行い、現金は適切に管理するよう指導いたしました。

ウ 複数の児童クラブの経理について（要望事項）

今回監査を行った2つの児童クラブの支出については、ほぼゆうゆう児童クラブ（以下「ゆうゆう」という。）の銀行口座より行われていた。また、収入については、ゆうゆう児童クラブ泊（以下「泊」という。）の銀行口座は、市からの補助金が振り込まれているだけで、泊の保護者からの保育料等についてもゆうゆうの銀行口座へ振り込まれていた。

「会計の手引き」には、児童クラブごとに通帳を作成するよう記載されており、こども政策課においても、説明会等を通じて、児童クラブごとに経理の管理を行うよう指導助言している。

児童クラブが事業を運営するための費用の財源は、保護者からの保育料と税金から支払われる補助金となっている。今後は、財源の使途を明らかにするため、複数の児童クラブの経理について、児童クラブごとに適切に管理することが望ましい。

□要望事項に関する措置

交付先団体に対し、「会計の手引き」を参考に、財源の使途を明らかにするため、複数の児童クラブの経理については、児童クラブごとに適切に管理するよう指導いたしました。

交付先団体【株式会社Art Street】

ア 備品台帳の整備について（指摘事項）

令和4年度に購入した備品は、はぐくみ児童クラブで炊飯器や冷蔵庫など、第二はぐくみ児童クラブでは、かき氷機とクリーナーであるが、備品台帳の整備がされ

ていない。

条例第16条において、「放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。」と規定している。

補助金で購入した備品については、財産の状況を明らかにするため、備品台帳を作成されたい。

□指摘事項に関する措置

交付先団体に対し、文書にて備品の定義を周知し、補助金を活用して購入した備品の取得・処分の状況を確認するため、備品台帳の整備及び備品台帳の写しを提出するよう指導いたしました。

イ 複数の児童クラブで共同使用するリース料について（指摘事項）

はぐくみ児童クラブの令和4年度決算のリース料においては、当該児童クラブを含め3か所の児童クラブで共同使用する2台のリース車両費を当該児童クラブで一括計上している。そのリース料については、会計年度ごとに3か所の児童クラブが持ち回りで一括計上していた。

「会計の手引き」には、共同使用するリース車両の費用計上は、各クラブの児童数に応じた按分を行う等とされており、各児童クラブにおいて、それぞれリース料を計上するよう適正な会計処理に図られたい。

□指摘事項に関する措置

交付先団体に対し、共同使用するリース車両の費用計上は各クラブの児童数に応じた按分を行い、「会計の手引き」を参考に、各児童クラブにおいて、それぞれリース料を計上するよう指導いたしました。

交付先団体【一般社団法人桜会】

ア 備品台帳の整備について（指摘事項）

備品台帳については、大道児童クラブ、あめく児童クラブともに10万円以上の備品に係る固定資産台帳を整備しているものの、10万円未満の備品台帳の整備がされていない。

条例第16条において、「放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。」と規定している。

補助金で購入した備品については、財産の状況を明らかにするため、備品台帳を作成されたい。

□指摘事項に関する措置

交付先団体に対し、文書にて備品の定義を周知し、補助金を活用して購入した備品の取得・処分の状況を確認するため、備品台帳の整備及び備品台帳の写しを提出するよう指導いたしました。

正 誤

那覇市公報第1863号の正誤

2024(令和6)年7月1日付け那覇市公報第1863号の告示番号について、次のとおり訂正する。

ページ 768

訂正箇所 上から1行目

訂 正 内 容	
訂 正 前	訂 正 後
那覇市選挙管理委員会告示第 15号	那覇市選挙管理委員会告示第 16号

